

学校図書充実事業実施要綱

(目 的)

第1条 この事業は、一般財団法人島根県教職員互助会（以下「互助会」という。）が県内公立学校等及び国公立幼稚園・こども園（以下「学校等」という。）における図書の充実を支援することにより、各学校等における児童・生徒・学生・園児（以下「児童等」という。）の健全な成長の一助となることを目的とする。

(事 業)

第2条 前条の目的を達成するために実施するこの事業は、各学校等がその図書室において必要と考える図書を、指定された金額の範囲において互助会に注文する。互助会は指定業者に発注し、指定業者は当該図書を学校等に納品し、学校等はこれを蔵書とする。

この事業で充実する図書の利用者は学校等の児童等とする。

(対象校)

第3条 この事業の対象学校等は原則として島根県内に所在する市町村立小学校、市町村立中学校、市立義務教育学校、市立高等学校、県立学校、青少年の家及び国公立幼稚園・こども園とする。

(購入図書)

第4条 購入図書の主な利用者が、在学する児童等であることから、購入図書は下記に該当するものを対象とする。

(1) 在学する児童等の学習に参考になるもの。

また、健全な成長に必要と考えられる図書であること。

(2) 単年度だけではなく、複数年度にわたって使い続けられる内容の図書であること。

(図書の購入限度額)

第5条 各所属所の購入可能な図書の合計金額は次のとおりとする。

県立青少年の家	100,000円
県立大学各キャンパス	100,000円
公立高等学校（全日制）	100,000円
※宍道高、市立女子高含む	
県立高等学校（定時制・通信制・分校）	50,000円
県立特別支援学校	50,000円
市町村立小中学校（分校含む）	50,000円
市立義務教育学校	100,000円
国公立幼稚園・こども園	20,000円

なお、購入限度額には消費税が含まれるものとする。

(ブックコートフィルムの配布)

第6条 互助会は、学校等に配付する図書の耐久性を高め、各学校等における児童・生徒・学生・園児（以下「児童等」という。）が末永く図書を利用することができるために、図書購入の注文票を提出した学校等について、希望により図書と併せてブックコートフィルムを配付する。

(ブックコートフィルムの種類)

第7条 ブックコートフィルムの種類は、別に定める。

(ブックコートフィルムの購入限度額)

第8条 学校等の購入可能なブックコートフィルムの合計金額は、次のとおりとする。

県立青少年の家	10,000円
県立大学各キャンパス	10,000円
公立高等学校（全日制）	10,000円

※宍道高、市立女子高含む

県立高等学校（定時制・通信制・分校）	5,000円
県立特別支援学校	5,000円
市町村立小中学校（分校含む）	5,000円
市立義務教育学校	10,000円
国公立幼稚園・こども園	5,000円

なお、購入限度額には消費税が含まれるものとする。

（注文）

第9条 この事業で図書及びブックコートフィルムを注文できる回数は年度中に1回とする。

互助会は、図書及びブックコートフィルムを納入する業者（以下「指定業者」という。）を指定し、学校等への納品を指示する。

納品については互助会及び指定業者は、可能な限り早期に納品することに努める。

（事務処理手順）

第10条 この事業による図書及びブックコートフィルムの購入手続きは、別に定める。

（購入代金の精算）

第11条 購入図書及びブックコートフィルムの金額については、指定業者が各所属所別に管理をし、請求時にはそれらを合算して納品月ごとに集計を行うものとする。指定業者は納品した図書及びブックコートフィルムの代金の合計金額を納品月の翌月末までに互助会理事長あてに請求するものとする。これにより購入図書及びブックコートフィルムの代金の精算について、所属所における事務処理は一切発生しない。

（購入に使われなかった金額の取扱い）

第12条 欠品等の結果、納品額が注文額を下回った場合、差額（千円未満切り捨て）については次年度に繰り越す。

（購入図書の寄贈の取扱い）

第13条 この事業で購入した図書は納品が終わり互助会と指定業者との間で代金の精算が終了した後に、所属所の管轄教育委員会または所属所代表者と互助会との間で別途寄付採納手続きを行う。

第14条 この要綱に定めがない事項については、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年7月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。